

つくば市入札監視委員会  
平成30年度第2回会議 審議概要

開催日時	平成31年1月31日(木) 14:00～17:00	
及び場所	つくば市役所 庁舎2階 会議室203	
出席委員	<small>委員長</small> 村上 正子 (大学院教授) 佐藤 裕光 (司法書士・行政書士) 小路 泰広 (国立研究所職員) 星野 豊 (大学准教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) <div style="text-align: right;">(敬称略)</div>	
審議対象期間	平成30年4月1日 ～ 平成30年9月30日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件、随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見、 それに対する 回答等	意見・質問  別紙のとおり	回答  別紙のとおり
委員会による 建議の内容	・設計変更等ガイドラインを周知徹底して、設計変更が必要なことが明らかになった時点で、速やかに連携して、契約変更などの対応をすること。 ・事案3については、種々の事情があったとのことであり、やむを得ないものではあるが、この事案を教訓として、今後、具体的な対応策を検討し、再発防止に努めること。	
その他	次回会議(2019年7、8月予定)の審議事案抽出当番委員は、佐藤委員とする。	

## 【事案1】 30国補市営駒形団地浴室改修工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成30年6月26日(再度入札:平成30年7月2日)
主管課	建設部 営繕課
種別	建築一式工事
入札者数	第1回開札 4者(参加申請:7者)、第2回開札 2者(参加申請:4者)
予定価格	45,850,000円(税抜き)
落札額	44,900,000円(税抜き)
落札率	97.93%

## 質問・意見

## 回答・説明

落札者は、1回目の入札では高い価格で応札しているが、2回目の入札ではかなり価格を抑えて応札している。この点については、どのように理解したらよいか。

落札者にヒアリングをしたところ、1回目の入札では、24戸の浴室改修工事であるため、24戸の現場を各々の現場という設定で積算したために、経費を高く算出していたとのことである。2回目の入札では、24戸の面積を合計して、全体の施工面積に対して算出する方法をとったため、経費が格段に抑えられたとのことである。  
また、材料単価についても、2回目は、1回目に対して約10%削減して応札したと聞いている。

市の予定価格は、どのような基準で積算しているのか。

単価については、基本的に、茨城県営繕単価を使用し、これにないものについては、建設物価や建設コストといった刊行誌の単価を使い、また、それにもないものについては、事業者やメーカーからの見積りをもって積算している。

1回目が不調になった後の2回目の入札の位置づけ、関係を教えていただきたい。

設計内訳書等については、1回目と変わりがない。入札公告において、予定価格に達しない場合は、開札日の翌日から5日以内に再度入札を行うとしているため、2回目の入札をしたということである。

工事の規模や難易度から判断して、一般競争入札参加資格の基本方針に従って入札参加資格を設定したとのことだが、その基本方針をもう少し具体的に説明していただきたい。

昨年10月に入札制度運用方針の見直しをしている。この事案については、それ以前の案件であるため、旧基本方針になるが、建設工事では、例えば、予定価格3,000万円以上5,000万円未満の場合には、格付基準点が600点以上、5,000万円以上の場合は700点以上というように定めている。

予定価格が5,000万円以上だったら入札ができなかった事業者はいるのか。

つくば市の場合、事後審査型の一般競争入札であるため、落札候補者になった者のみ審査をして、もしその者が入札参加資格要件を満たしていなければ無効にしている。本事案についても、落札者以外は審査していないため、把握していない。

<p>入札参加資格で、つくば市内に本店があることとしているが、基本方針では、例えば予定価格の金額によって市外まで広げたり、あるいは、入札参加資格を満たす事業者数で変えたりしているのか。</p>	<p>旧基本方針のときは、明確には定めていなかったが、予定価格1億円未満については、市内本店を基本としていた。また、この当時は、入札参加資格を満たす事業者数について、何者程度といった基準は定めていなかった。</p>
--	---

《評価》  
この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

## 【事案2】 30国補公整島名・福田坪地区1号近隣公園整備工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成30年7月12日
主管課	建設部 公園・施設課
種別	代表構成員:土木一式工事、構成員:建築一式工事・造園工事
入札者数	6者 (参加申請:7者)
予定価格	300,620,000円(税抜き)
落札額	235,000,000円(税抜き)
落札率	78.17%

## 質問・意見

## 回答・説明

無効になった者は、必要な書類の提出がなされなかったということだが、単純な手続ミスなのか、それとも何か事情があって出してこなかったということなのか。

経営事項審査については、毎年決算をした上で審査を受けることになっており、その審査の期間や決算までの期間を加味して、有効期間が1年7か月と定められている。JVの中で構成員の1者が、約3か月程、その有効期限を過ぎており、最新のものが提出できなかったため無効になったものである。

本当は、定期的に審査を受けて、常に有効期間内のものを持っていないといけないのに、それを怠ったということになるのか。

公共事業を受注する際には、経営事項審査を受けていることが必要であり、市においても、公告文の中で要件としている。

本工事は、工種が多いことからJVへ発注したとのことだが、市として、JVを対象にするときの基準があったら教えていただきたい。

建設工事の基準としては、5,000万円以上のものについてJVで発注できることとなっており、構成員の数は2又は3という規定がある。

土木一式を持っている事業者だと、土木だけではなくて建築とか、それ以外の資格を持っている会社もあると思うが、3業種全部を持っているような事業者はいないのか。

土木一式や建築一式を持っている事業者は結構いると思うが、3業種全部となると少なくなると思う。

市の予定価格と事業者の入札価格に開きがあるようだが、大きな違いはどこなのか。

落札者の応札価格を見ると、直接工事費が95%で、諸経費が50%なので、企業努力によるものと思われる。そのほか、聞き取りによると、例えば、下地の鉄板等については自社保有のものが使えたので、落札金額を抑えられたとのことであった。

全ての応札者が予定価格の1割減以下なので、市が設定した予定価格が若干高いという印象もあるが、その点はどのように考えているか。

設計については、茨城県の単価や物価資料等を用いているため、標準的な設計で行っている。

<p>落札候補者が低入札調査基準価格を下回ったということで、低入札価格調査を行っているようだが、これは具体的にはどのようなことをするものなのか。調査により失格になることもあるのか。</p>	<p>発注担当課が低入札価格調査票に基づいて調査し、不明な点があれば、落札候補者から直接聴き取り調査を行った上で報告書として提出し、低入札価格調査委員会に諮っている。</p> <p>また、過去に数件だが、積算内容で経費が極めて安過ぎるとか、直接工事費の中で資材単価を下回るような価格の工種があったものなどは、低入札価格調査委員会が無効と判断されたこともある。</p>
<p>議会の議決が必要な案件かどうかというのは、金額によるものなのか。</p>	<p>予定価格が税込1億5,000万円以上の工事については、仮契約を結んだ上で、この事業者とこの価格で契約してよいかということを議会に上程し、議決を受けた上で本契約となる。</p>

《評価》  
この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

## 【事案3】 30市単(仮称)新谷田部学校給食センター附帯工事

《 随意契約 》

見積期日	平成30年8月20日
主管課	教育局 健康教育課
種別	土木一式工事
見積者数	1者
予定価格	23,220,000円(税抜き)
見積金額	23,200,000円(税抜き)
比率	99.91%

質問・意見	回答・説明
地中埋設物とは、具体的には何だったのか。	主に混合廃棄物と地下埋設管であり、混合廃棄物については一般ごみが混ざったもの、また地下埋設管についてはマンホール、排水管等である。
予想はしていたが量が大量だったということなのか、それとも何かの事情があって、除去に手間取ったのか、その辺をもう少し詳しく教えていただきたい。	この場所は元の谷田部学校給食センターがあった場所であり、平成26年度にその解体工事が行われた。その際に、建物と建物の真下の部分については埋設物の撤去をしたが、その他の敷地部分については撤去していなかった。 2年前の基本設計や実施設計時、当課と設計受託業者の協議においても、埋設物については協議しておらず、当然埋設物は撤去されているものと想定していたが、(仮称)新谷田部学校給食センターについては、元の給食センターの約3倍規模になるため、今回、造成工事をする中で、マンホールや排水管等が多く発見されたというのが実情である。
埋設物が撤去されているとっていて、今回のような事案があったということで、その辺の確認が不十分だったということではないか。	基本設計をする段階で、当時の担当と現担当が十分に打ち合わせをし、連携をしていれば、このような事態は防げたのではないかと思う。
同一敷地内なら、ずっと前から市が管理していたわけなので、埋設物があることがわからないというのはおかしいのではないか。	元の谷田部学校給食センターの図面をよく見れば、どこに排水管が入っているか等については把握できていたのではないかと思う。
埋設物を撤去するには、前回の工事だろうと今回の工事だろうと、同じ金額はかかるという理解でよいか。	そのとおりである。

<p>土木工事に係る十分な知識や経験がなかったことも原因の一つのことだが、今後そういう知識や経験のある職員を置くようにするのか、それとも、例えば誰かにアドバイスを求めるのか、今後の対策としてどのように考えているのか。</p>	<p>土木事務に精通している部署に指導、助言を受けながら、適正な事務を執行していきたいと考えている。</p>
<p>本来は、法令等に基づき契約手続をやりつつ、かつ工事をすぐ再開して間に合わせるということをやるべきだったという結論ということではいか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>きちんとしたプロセスを踏む方向でこれから見直さないと、また繰り返してしまうのではないか。</p>	<p>その点は、十分に認識して、これからの契約事務等の執行に取り組んでいきたい。</p>
<p>この事案がすごく教訓になると思うので、これがどういう事例だったのか、どうすればよかったのかということのを再発防止に繋げるのが効果的ではないかと思う。</p>	<p>平成29年2月に、国や県に準じて、市でも工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインというものを制定しており、平成29年4月以降の契約から適用している。その中で、設計変更等が生じた場合には、速やかに積算をして契約変更を行うとしている。ただし、軽微な変更の場合には、その工期末をもって、精算変更によることができるとしている。その辺の認識が不足していたということもあると思う。今後、監督職員を対象とした説明会等で、ガイドラインについて周知徹底し、また、概算費用を把握した上で指示を行うということを徹底していきたいと思っている。</p>
<p>《評価》 この事案に関する契約手続きは、種々の事情等があったとのことであり、やむを得ないものとする。</p> <p>《建議》 設計変更等ガイドラインを周知徹底して、設計変更が必要なことが明らかになった時点で、速やかに連携して、契約変更などの対応をすること。 本件については、種々の事情があったとのことであり、やむを得ないものではあるが、この事案を教訓として、今後、具体的な対応策を検討し、再発防止に努めること。</p>	

## 【事案4】 30つくば市学校等適正配置計画(指針)見直し業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成30年7月12日
主管課	教育局 学務課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	3者 (参加申請:5者)
予定価格	4,010,000円(税抜き)
落札額	3,202,000円(税抜き)
落札率	79.85%

## 質問・意見

## 回答・説明

計画の見直しが必要になった理由として、現在の児童生徒数と計画の児童生徒数に誤差が生じていると書いてあるが、どのぐらいの誤差が生じているのか。

前回、策定した計画と平成30年実数を例にとると、小学校の数値が1万4,463人に対して実数が1万4,511人、中学校については6,672人に対して実数が5,864人であった。小学校については大差はないが、中学校については、受験などの影響もあったのではないかと考えている。

適正配置とは、基本的には、歩いていける範囲に学校があるべきだという前提の上での話なのか。

そのとおりである。

全国の多くの学校だと、人口増があった頃に建てた建物が老朽化して、それを改築するなどの話とともに適正配置が考えられていると思うが、つくば市の場合は、まだそのような事情はないという理解でよいか。

古い施設もあるため、担当部署で学校の改築計画等を立てながら進めている。

委託内容の中に、現在の通学区域図の作成が入っているが、改めて委託に出さなくてもよいのではないか。

現在、通学区域図については、各学校で作っているため、教育局として全てを網羅しているものがない状態である。それを改めて作っていただくために入れたものである。

小中学生だと、大きな道路が通ると、そこを超えては通学がしづらくなったり、交通量が増えると登下校中の交通事故の危険性が非常に高くなったりする。そうすると、教育局だけでは済まない話になりそうだが。

通学路等については、毎年、建設部や警察等の関係部署と合同で点検をして、危険箇所の解消に努めている状況である。

仕様書の委託内容を見ると、色々な解釈が出てきてしまうのではないかとと思われるが、これを見て具体的な作業内容はわかるのか。

前回の計画を参考に見直しを行うこととなっているので、作業内容はわかると思う。

## 《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。



## 【事案5】 30国補下管委第11号下水道ストックマネジメント計画策定業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成30年8月22日
主管課	生活環境部 下水道管理課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	1者（参加申請:2者）
予定価格	51,460,000円（税抜き）
落札額	41,150,000円（税抜き）
落札率	79.97%

質問・意見	回答・説明
こういった専門の事業者はあまり数が多くないのか。	事業者数については、かなりいると思うが、全国規模で展開している事業者は少ないと思う。
入札参加申請者数が2者で内1者が辞退と少ないが、地域要件は緩和していても、技術者の要件が厳しいために、参加者が少なくなってしまったのではないのか。	前回も、資格要件としている条件であり、技術者も全体ではそれほど少ないわけではないと思うが、会社自体にどれだけ人材がいるかというところで、参加者数も少なかったのかもしれない。
どうしても必要な資格なのか。	これまでも同じ条件で入札を行っていたため、今回も同じ条件を付けたが、下水道の総合監理部門の技術士は必要と思うが、下水道管路管理協会の総合技士を併せて持つという条件は少し厳しかったかもしれない。
その辺を踏まえて、今後資格要件を検討していただければと思う。	今後は検討していきたい。
ストックマネジメント計画策定とは、具体的にどのようなことをするのか。	中継ポンプ場から下水管の管渠が地下に入っているが、そのポンプ場も何年もたつと老朽化という問題が発生する。市内でもかなり古い管路とポンプ施設があり、40年以上経っている施設もあるため、これらを計画的及び効率的に修繕を図ろうということで、国交省が平成28年にストックマネジメント支援制度というものを制定し、それに基づき全国的にこういった計画を立てて、老朽化した施設を計画的に修繕していくということで始まった事業である。
今回のストックマネジメント計画では、9つのポンプ場が対象となっているが、つくば市の下水道全体では、管理しているポンプ場はいくつあるのか。	これを含めて29か所ある。そのうち、老朽化が激しいものや設置年度の古いものから選定し、この9か所を計画策定の対象とした。

<p>残りのポンプ場についても、これから適宜ストックマネジメント計画を策定していくのか。</p>	<p>この9か所のポンプ場と管路施設について、平成31年度から35年度までの計画で、老朽化対策等の計画を策定し、工事等を行う。 それが終了すると、順次、5年計画で策定し、老朽化対策を行っていく予定である。</p>
<p>従来のような管理をしながら更新をしたときと比較して、ストックマネジメント計画を策定すると、これだけメリットがあるというような明確なものはあるのか。</p>	<p>平成20年から国交省が長寿命化支援制度というものを作り、それに基づいて各市町村とも長寿命化計画を策定して施設を修繕してきたわけだが、その計画は、施設毎の個別計画であった。 一方、ストックマネジメント計画というのは、そういった個別計画ではなく、下水道の施設全体の点検調査や改築の優先順位を決め、メリハリをつけて改築することによって、下水道の機能を確保するという趣旨で作られている。そのあたりが、従来の長寿命化計画とは違う。</p>
<p>今後、同種の委託が数年度内で予定されていると思うが、今回の落札価格が安価であったが、次回以降、予定価格が引き下げられる可能性はあるのか。</p>	<p>今回の委託業務の発注は、標準歩掛に基づいて積算している。そのため、ポンプ場の箇所数や範囲、延長等では変わるが、労務単価や標準歩掛等の数値が改正にならなければ、価格はそれほど変わらないと思う。</p>

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

《意見》

業務内容に照らし、適切な入札参加資格を、その都度検討していただきたい。

<p>【事案6】 30水道メーター購入(バーター方式)</p> <p style="text-align: right;">《 条件付き一般競争入札 》 電子入札</p>	
開札日	平成30年5月18日
主管課	生活環境部 水道業務課
種別	物品の購入
入札者数	3者 (参加申請:4者)
予定価格	79,496,800円(税抜き)
落札額	28,707,240円(税抜き)
落札率	36.11%
質問・意見	回答・説明
<p>予定価格と落札価格の差がかなり大きいですが、全国展開をしている事業者だから安価で物が手に入るということなのか。</p>	<p>そのように推測する。それから、直近のほかの自治体での入札状況によっても落札率が低くなったのではないかと思う。</p>
<p>市では、何に基づいて設計しているのか。</p>	<p>メーターを製造している事業者3者から見積りを取り、その口径ごとの一番安い単価で積算した。</p>
<p>製品の品質に問題は無いのか。</p>	<p>市と同じ規模の近隣自治体の落札率を2年間調べたところ、落札率があまり変わらないため、問題ないと考えている。</p>
<p>安い価格で落札して、メンテナンスでしっかり返してもらおうというやり方があるという話をPCやEVとかでよく聞いたことがあるが、これもメンテナンスが必要なものか。</p>	<p>特にメンテナンスは必要ない。壊れたら新しいものと交換するしかない。</p>
<p>安い価格だが、新品なのか。</p>	<p>バーター方式というのは、今まで使っていたメーターを下取りして、新品メーターと交換する形である。</p>
<p>今まであったメーターを渡した後の金額がこの金額という意味か。</p>	<p>そのとおりである。新品で購入した場合は、これよりも高くなる。</p>
<p>下取りに出す場合には、メーターの具合や程度とかは金額に関係しないのか。</p>	<p>関係しない。</p>
<p>下取りしたメーターは、どのような形で使っているのか。</p>	<p>ばらして銅の部分を溶かして再利用すると聞いている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

## 【事案7】 30SDGs市民ワークショップ運営支援業務

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成30年7月12日
主管課	政策イノベーション部 企画経営課
種別	イベント運営
入札者数	1者（参加申請:1者）
予定価格	2,400,000円（税抜き）
落札額	1,796,000円（税抜き）
落札率	74.83%

質問・意見	回答・説明
入札参加資格についてだが、ワークショップや市民の参加する会議の運営というのは、市や県等が発注したものに限らずということによいのか。	公共が発注した会議という指定はしていない。
入札参加資格を満たすと想定した業者数が12者に対して、今回、1者しか参加しなかったが、遠いところからは参加しにくいのではないのか。	この12者は、市の入札参加有資格者名簿に登録のある事業者なので、入札への参加意思があり、遠方でも参加可能であると判断した。
見積りをとって積算しているようだが、見積りは何者から徴収したのか。	参考見積りとして1者から徴収して、人工等を参考にし、また、ワークショップとして他の自治体で開催している事例も参考にして、設計金額を積算した。
見積りが1者というのは、市の規定で1者でよいということか。	明確な規定はないが、設計積算を行う際の見積りは、基本的に3者以上から徴収するよう努めることとなっている。
今回、参考見積りをもらった事業者が、入札に参加し受注した事業者か。	参考見積りを徴収した事業者ではない。
契約内容として、どこまでのことを要求しているのか、もう少し説明をしていただきたい。	事業者には、市と協議しながら企画をしてもらい、ワークショップを開催した際のファシリテーションを行い、その中で出た意見の取りまとめをし、報告書として市に提出する等が当該業務である。

<p>1者しか参加していなくて安い価格で落札しているので、極端な話、実績は一応あるけれども、大して能力がないところが安値で引き受けて、それなりなことしかできないということになる危険性もあるんじゃないかと思う。色々なノウハウとか実績とか工夫に左右されるものを一般競争入札、価格で決めるというのがどうなのかなという気がするが、つくば市では価格競争しかないのか。プロポーザルとか総合評価とか、もう少し内容とか実績を評価することはできないものなのか。</p>	<p>業務委託に関して、価格のみをもって評価すべきでないものについては、プロポーザル方式にて行っている。また、今年度から、建設工事に限っただが、特別簡易型総合評価方式を導入しているため、一般競争でなくても、選択肢は幾つかある。参加条件等を、これ以上緩和するようなことができない中、登録者数が12者で1者しか参加がなかったということも踏まえ、今後は、指名型のプロポーザル方式なども視野に入れながら、検討していきたい。</p>
---	---

<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> <p>《意見》 業務内容の質を確保するために、参考見積りや入札方式、業者の選定方法について、多様な可能性を検討していただきたい。</p>
---